

「三陸の芸能を生かした地域活性化事業」

企画・運営業務

企画提案審査要領

令和 6 年 12 月

岩手県沿岸広域振興局

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「三陸の芸能を生かした地域活性化事業」企画・運營業務（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するための企画提案の審査の指針等について定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）により実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画提案参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

## 2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて書類審査により行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目の内訳ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものとする。  
 なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員において合議のうえ順位を決定するものとする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において（1）のとおり審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

## 3 受託候補者の選定

県は、委員会の審査結果を参考に、受託候補者を選定する。

なお、評価の基準として、受託候補者として選定する者は、委員会の委員ごとの評点の合計が満点の6割以上の事業を提案した者とする。

## 4 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知するとともに岩手県公式ホームページに掲載して公表する。

## 5 審査項目及び配点

審査項目、審査の観点及び配点は、次のとおりとする。

審査項目		審査の観点	配点	
企画提案 内容	事業目的	本業務の目的を理解し、的確な提案となっているか。	10	60
	事業内容	提案内容のコンセプトが明確で、内容が工夫されているか。	10	
	実現可能性	実施可能な事業企画となっているか。	10	
	事業成果	十分な成果が期待できるか。	20	
	独自の提案・工夫	仕様書に具体的記載のない事項で、独自の提案・工夫がなされているか。	10	

実施体制	業務遂行能力	提案内容を確実に履行できる実施体制であるか。	15	30
	計画性	事業のスケジュールは妥当か。	15	
見積	見積額・ 見積内容	見積額が予算の範囲内で、積算に係る事業の単価や経費が妥当であり、企画提案の内容と整合がとれているか。	10	10
合 計			100	

〔採点基準〕

採点基準は、次のとおりとする。

区分	10 点の項目	15 点の項目	20 点の項目
非常に優れている	10	15	20
優れている	8	12	16
問題はない	6	9	12
やや問題がある	4	6	8
問題がある	2	3	4
採用できない	0	0	0